

簡易水道事業特別會計予算

令和5年度棚倉町簡易水道事業特別会計予算

令和5年度棚倉町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,247千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

令和5年3月7日 提出

棚倉町長 湯 座 一 平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		11,545
	1 使用料	11,541
	2 手数料	4
2 繰入金		23,494
	1 繰入金	23,494
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		7
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 預金利子	1
	3 雑入	5
5 町債		14,200
	1 町債	14,200
歳 入	合 計	49,247

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡 易 水 道 費		30,587
	1 簡 易 水 道 管 理 費	30,587
2 簡 易 給 水 施 設 費		951
	1 簡 易 給 水 施 設 管 理 費	951
3 公 債 費		17,709
	1 公 債 費	17,709
歳 出	合 計	49,247

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
山 岡 簡 易 水 道 施 設 改 修 事 業	千円 2, 2 0 0	証書借入	3%以内 (ただし、 利率見直し方式で借 り入れる場合におい ては、利率の見直し を行った後の利率)	40 年以内 (内据置 5 年以内)。ただし、町財 政の都合により据置期間及び償還期限を短縮 し、又は繰上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
高 野 西 部 簡 易 水 道 施 設 改 修 事 業	千円 2, 9 0 0	〃	〃	〃
簡易水道事業法適化事業	千円 9, 1 0 0	〃	〃	10 年以内。ただし、町財政の都合により償 還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に 借換えすることができる。
計	千円 1 4, 2 0 0			